

平成31年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年1月31日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成31年1月31日

東京都教育委員会第2回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第4号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第5号議案から第9号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 「都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)(案)」の骨子に対する
意見等について

(2) 立川学園特別支援学校(仮称)の開校予定年度の変更について

(3) 平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結
果について

(4) 平成31年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

(5) 「東京都教育ビジョン(第4次)(案)」の骨子について

(6) 東京都公立学校教員の懲戒処分等について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑 (欠席)
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理恵子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第2回定例会を開会いたします。

本日は、宮崎委員から所用により御欠席との届出を頂いております。本日はNHK外2社からの取材と、9名から傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回12月13日の平成30年第19回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、平成30年第19回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回1月10日の平成31年第1回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第5号議案から第9号議案まで及び報告事項(6)につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第4号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 それでは、第4号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、人事部長、説明をお願いいたします。

【人事部長】 それでは、第4号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼についてでございます。

1月25日に都の予算案が発表され、教職員定数についても、案がまとまりました。本議案はその結果を踏まえ、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案を依頼するものでございます。資料の1ページ目を御覧ください。1の改正理由でございますが、児童・生徒数の増減等により学校教職員の定数を定めるほか、でございます。

2の改正内容でございますが、まず、(1)条例第2条第1項に規定される学校職員定数の改正の内容でございます。表の計を御覧ください。平成30年度と比べて255名の増となり、平成31年の教職員定数は64,821人となります。

次に、校種ごとの主な内容について御説明いたします。小学校でございますが、通常学級や特別支援教室の児童数の増加等により、306人の増、小学校英語専科指導のための加配が35人の増となっており、小学校全体では341人の増となっております。

中学校でございます。生徒数の減少等により、6人の減、不登校生徒対応のための

加配が2人の増となっており、中学校全体では4人の減となっております。

高等学校でございますが、生徒数の減少等により、83人の減、用務員の委託化などに伴う定数の見直しにより18人の減となっており、全体では101人の減となっております。

特別支援学校でございますが、児童・生徒数の増加等により、19人の増となっております。

続きまして、(2)の条例付則第2項に規定される、学級経営研修制度の実施期間の延長についてでございます。現在、平成31年3月31日までとなっている期間を、平成37年3月31日までに延長するものでございます。この学級経営研修制度の概要について、まとめたものが次のページにございます。

研修の目的は、1に記載しているとおり、学級経営研修生に対して、重点的な指導を行い、教員として身に付けるべき力を計画的に育成することにあります。平成22年度から開始しておりますが、この研修の対象者は3に記載のとおり、小学校に配置される新規採用教員のうち、教職や社会人経験のない新規の大卒者ということになります。

4の研修方法でございますが、下表に記載のとおり、通常、教職員研修センターが行う初任者研修に加えて、1年間学校を中心に実務研修を行うものでございまして、指導力のある経験豊富な再任用の短時間勤務の教員が育成担当教員となり、学級経営研修生である新規採用者と複数担任制によるペアでの学習指導、生活指導等の教育活動を行うというものでございます。またこのほかに、特別研修や集合研修なども行っております。

このように、学級経営研修生となった新規採用者は、1年間、育成担当教員とペアで教育活動を行いながら研修を行いますので、この研修生を定数外として扱うということを決めているものでございます。今回はその実施期間を平成37年3月31日まで延長するという改正となっております。この期間につきましては、都内小学校の児童数がピークに達することが予想されている平成36年度まで延長することとしました。以上、平成31年度の教職員定数の概要についての御説明でございます。

なお、この条例案につきましては、平成31年第一回都議会定例会に付議し、議決を

経た上で、平成31年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

【遠藤委員】 結構だと思うのですが、数字で気になるのが、高等学校のところで、用務員定数等の見直しというのがございますが、ということは、この全体の数字は、教員だけではなくて、事務職員とか用務員とか、全員含んでいるわけですね。

【人事部長】 はい。

【遠藤委員】 そうすると、例えば、トータルの64,821人のうち、事務職員あるいは、教員の数なのですけれども、64,821人のうちの教員の数は何名でしょうか。前年も含めて。数字の問題ですので、後で教えてください。

【人事部長】 今、手元に資料がないので、確認いたします。

【北村委員】 いろいろ予算等の中で、できるだけ充実した学校計画のために人員確保ということで御尽力されていると思うのですが、以前にも申し上げたように、小学校の英語専科指導の教員、今回35名増と付いてはいますが、今後、まだまだ足りないと思いますので、是非この小学校英語専科指導教員については、やはりなかなかこれまでの小学校の先生方ではできない指導がいろいろあるかと思っておりますので、是非今後更に増やす方向で検討していただきたいということを最初に申し上げたいと思います。

二点目なのですけれども、この学級経営研修制度は大変良い制度ですし、やはり、再任用教員の方のすごく効果的な活用だと思います。これはもちろん、教育の質を高めるための新規採用教員に対する支援という形での再任用教員の活用ですけれども、今後更に働き方改革を進めていく中で、教員の様々な業務をこういった再任用教員の方々が担っていくことになると思います。そういうときに再任用教員がこういうことも、ああいうこともやってということをやっていくと、人数が足りてくるのか大丈夫なのかといろいろな問題が出てくるかと思っておりますので、今はまだ問題は顕在化していないかもしれませんが、今後、中長期的な視点の中で再任用教員の方々の活用や、その方々の働き方も含めて、更に検討していただければということで、コメントさせて

いただきます。

【人事部長】 まず一点目、英語専科指導教員のお話ですが、昨年度も35人増加し、今年も35人増加ということで、合わせて70人増加となります。私どもとしましては、英語専科指導教員の配置につきましては、現在まだ本格実施前ですので、年間55時間から70時間の間で実施している学校について配置していくということを今、考えております。それ以外で、平成32年度以降も本格実施されていくわけですがけれども、基本的には22学級以上の学校に専科指導教員が入ります。それ以外の学校につきましては、講師等で対応できるように検討を進めていきたいと、今のところ考えています。

それから、定年後の教員の働き方ですが、再任用に限らず、多様な働き方がございますので、それらも含めて、今後私どもとしても検討してまいりたいと考えております。

【秋山委員】 以前、教員のなり手が少ないというようなお話があったと思うのですが、今回この255名という増員に向けて、その確保は本当に大丈夫なのかということと、それから、この中に臨時職員の数も入っているのかどうか、教えてください。

【人事部長】 この数字につきましては、あくまでも定数でございます。臨時的任用教員は、正規の教員が欠けた場合に補充していくという形になるので、定数とはまた別でございます。また、教員の確保の件でございますが、今年度の4月の状況もありますので、トータルで3,917名の合格者、名簿登載者を今、持っております。そのうち、どれくらいが実際に東京都に来ていただけるかというのは、4月までは待ってみないと正確な数字は言えないのですが、私どもとして可能な限りの採用を行っておりますので、基本的には大丈夫だと考えております。

【人事計画課長】 先ほど御質問いただきました、教員系と行政系の人数でございます。概ねということになりますけれども、校長あるいは養護教諭等を含めまして、教員系が6万人、それから一般事務あるいは学校司書等、それから用務員、一般技能ですね、行政系の職員が概ね4,000人という数字になっております。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。特にほかにないようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうござ

いますか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）」の骨子に対する意見等について

【教育長】 次に、報告事項(1)「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）」の骨子に対する意見等について、教育改革推進担当部長、説明をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 昨年11月22日に、「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）」の骨子を公表した後、12月21日までの間、パブリックコメントを実施し、広く都民の皆様から御意見を募集いたしました。本日は、その御意見を取りまとめた結果を御報告させていただきます。寄せられた御意見につきましては、各委員に事前に御覧いただいたものを全て机上に置かせていただいておりますが、本日はそれらを取りまとめた報告資料(1)「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）」の骨子に対する意見等について、に基づき、御説明させていただきます。

まず、1ページの「1 意見募集の結果の概要」を御覧ください。募集期間は11月22日から1か月間設定し、電子メールや郵送等で合計128件の御意見を頂きました。その内訳については、骨子の目標ごとに表にまとめております。目標Ⅰの教育内容に関する御意見が50件、目標Ⅱの学校設置・課程改善等に関する御意見が51件、目標Ⅲの教育諸条件に関する御意見が25件、そのほかの御意見が2件となっております。この中で、社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成に関するものが一番多く、合わせて27件となっており、続いて、定時制・通信制課程の改善に関するものが25件となっております。

右側の「2 目標ごとの意見の概要」を御覧ください。こちらには、2ページ以降にございます主な意見を抜粋したものを載せてございます。「目標Ⅰ-1 社会的自

立に必要となる「知」「徳」「体」の育成」では、思考力・判断力・表現力といった、これからの社会を生き抜くために必要な能力の育成に向けて、学校図書館の更なる充実が必要との御意見や、全ての都立高校に対して進学指導体制の整備に向けた支援を行うべきという御意見がございました。

「目標Ⅱ－２ 専門高校の改善」では、農業系高校において、生産から流通、企画や販売などを学ぶ機会を創出するため、企業との連携が必要との御意見がございました。

「目標Ⅱ－３ 中高一貫教育校の改善」では、併設型中高一貫教育校において、高校段階からの募集を停止して、中学校の段階の募集を拡大することについて、賛成と反対の御意見がそれぞれございました。上段は賛成の御意見で、中高一貫教育校は6年間学べるからこそ魅力的であるという御意見でございます。一方、下段は反対の御意見で、高校段階から新たに生徒が加わることで、勉学と人間関係の両面から刺激になり、相乗効果が生まれるといった御意見でございます。

次に「目標Ⅱ－４ 定時制課程・通信制課程の改善」でございますが、こちらは、夜間定時制課程の一部閉課程に関する御意見でございます。夜間定時制課程の一部閉課程について寄せられた御意見の代表的なものとしては、立川高校の定時制課程の閉課程について見直しを求める御意見や、働きながら学び、また学ぶ機会を逸した人たちが多く在籍している定時制高校を廃止しないでほしいという御意見がございました。

「目標Ⅱ－５ 島しょ高校の改善」でございますが、地理的制約による島しょ高校の課題の改善を図るため、Wi-Fi環境の整備や生徒全員へのタブレット端末の配布が必要との御意見がございました。

「目標Ⅲ－２ 教員の資質・能力の向上」では、教員の在校時間を減らすには、業務の削減が必要であるという御意見や、「目標Ⅲ－４ 就学機会の適正な確保」では、日本語指導が必要な生徒が今後増えることが予想されるため、在京外国人生徒対象枠の更なる拡充と、入学後の日本語指導や相談体制の確立を進めるべきとの御意見がございました。2ページから4ページまでにかけて、主な意見の概要をまとめております。

次に、5ページを御覧ください。こちらは、一般財団法人東京私立中学高等学校協

会からの御意見でございます。内容としては、併設型中高一貫教育校において、高校段階からの生徒募集を停止し、中学校段階からの募集を拡大することに関して、慎重に検討することを求めるものでございます。

具体的な御意見としては、都立中高一貫教育校が行っている適性検査は学力検査とみなされることから、その適性検査を利用し、更に中学校の入学者を増やす今回の計画には賛成できない。私立併設型中高一貫教育校の高校の一般入試倍率に鑑みると、むしろ、併設型中高一貫教育校に対するニーズは高いと捉えるべきと考える。各学校の受検生増に向けた取組の成果が出始めている今、高校募集を停止するのは拙速ではないか。東京都が併設型中高一貫教育校を実質、中等教育学校化すれば、ほかの道府県が追随する恐れがあり、公立学校における併設型一貫校の制度を骨抜きにしてしまうことになりかねない。新たに5校の都立高校を募集停止にすることは、都内公立中学生の進路を狭めることにつながり、都民ニーズに反することになりかねないというものでございました。

この2ページから5ページまでにかけての御意見に対しましては、都教育委員会の考え方についてまとめ、「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」を議案と提出する際に御報告する予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

【山口委員】 島しょ高校についてのW i - F iの整備とか、I T、タブレットの要望というのがあったのですけれども、確かに地理的なところで、なかなか充実した教育というのができない部分もあると思うので、こういった部分には是非配慮をお願いしたいというふうに思うのが一点です。

もう一点は、コメントを頂いている中に結構、学校関係者の方も含まれているのです。特に学校関係者だから良いか悪いかではなくて、日常的に、もしかしたら、こういういろいろな御意見があるのであれば、パブリックコメントという形も一つの方法かもしれませんけれども、もう少し意思の疎通がもっとうまくできればいいなと思いました。そういったことを反映してこの計画を作っていると私たちは思っていますし、

そういう気持ちなのですけれども、そこに反映されていないという思いがこのパブリックコメントにも出ていると思いますので、特に学校関係者の方にはこれから更にそういう意思疎通を図っていけるようなシステムを構築していくように、私たちも含めて努力していきたいなと思っております。

【教育改革推進担当部長】 島しょ高校の地理的な限界については、それを改善するツールについて、引き続き検討していきたいと考えております。

それぞれの御意見の属性については、自己申告という形なのですけれども、学校関係者というところに○を付けていただいた方の中には、現に学校には勤務していない方々も実は多く含まれているのが現状です。我々もこの計画を策定するに当たり、学校関係者から校長会を通じて御意見は頂いているところでございます。

【北村委員】 このコメントを拝読し、どの方も非常に真摯に東京都の教育に関して課題や問題を感じていることを書いてくださっているなと感じました。特に、併設型中高一貫教育校を中等教育学校化するとか、あるいは、定時制高校を廃止するといったところでは、卒業生の方等含めて、非常にそれぞれの方の思いのこもったコメントがたくさんあったなということを感じながら読ませていただきました。もちろんその中で、ここに出てきたコメントだけではなく、様々な角度から今後の改革を進める方向性の議論をしていますので、どういうコメントをすればいいのかと迷いながらコメントしているところがあるのですけれども、真摯に耳を傾けながら、そこに関わられている方々の思いも酌みながら、やはり改革を進めていくことが必要だと思いません。

例えば、立川高校の卒業生の方が、記念行事をやるのに、廃止になるとできなくなるのではないかということを悩んでいるとか、幾つか具体的なこともありましたので、対応できるところは対応もしつつ、ただ同時に、やはり個人的にも、チャレンジスクールを増やさなければいけないとか、そういうことも感じております。そこにとらわれるだけではなく、その思いを酌みながらも改革を進めることが大事ななと思しますので、今後も真摯に進めていっていただきたいと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 立川学園特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について

【教育長】 次に、報告事項（2）立川学園特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 報告事項（2）立川学園特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更につきまして、御説明いたします。報告資料（2）を御覧ください。

まず、「1 立川学園特別支援学校（仮称）の概要」でございます。本校は、平成22年11月に策定いたしました、「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」に基づきまして、聴覚障害、知的障害の二つの教育部門を併置する特別支援学校として開校するものでございます。本校の設置場所は東京都立川市にある、現在の立川ろう学校の敷地内でございます。設置学部でございますが、聴覚障害教育部門は幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科・専攻科を設置し、想定規模は43学級190人程度、知的障害教育部門は小学部、中学部を設置いたしまして、想定規模は31学級140人程度を見込んでおります。

本校の通学区域でございますが、聴覚障害教育部門は東京都全域を対象とし、知的障害教育部門は現在の都立武蔵台学園及び近隣の都立特別支援学校の通学区域の一部とする予定でございます。具体的な通学地域は児童・生徒の在籍状況等を勘案した上で、今後設定してまいります。

次に、本校の開設に向けた工事の概要でございます。立川ろう学校の寄宿舍・プールを解体いたしまして、新たに知的校舎棟を増築いたしますとともに、既存の聴覚校舎棟を改修し、両部門に必要な施設・設備を整備することとしております。増築する知的校舎棟には、主として、知的障害教育部門の児童・生徒が学校生活を送るためのスペースとして、知的障害教育部門の普通教室、音楽室・美術室等の特別教室、プールなどを整備いたしまして、聴覚障害教育部門の幼児・児童・生徒については、開校後も、主に既存の聴覚校舎棟を使用することといたしております。なお、寄宿舍・プールでございますが、平成29年度に解体工事を終了いたしまして、現在は更地の状態

となっております。

続きまして、「2 開校予定年度の変更」でございますが、平成29年2月に策定いたしました「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」におきまして、平成33年度としていたものを、平成34年度に変更いたします。

その理由でございますが、「3 変更の理由」を御覧ください。本工事につきましては、当初、昨年7月に仮契約を行い、9月の第三回都議会定例会への付議を予定しておりました。ところが、既存の聴覚校舎棟につきまして、児童・生徒がいる状況での居ながら工事の実施となること、知的校舎棟完成後の夏休みに既存の聴覚校舎棟の工事を行う必要があり、工期が長くなってしまうことなど、工事の施工条件が厳しいことにより、入札辞退者が多かったこと、また、応札した業者の入札金額が予定価格を超過したことにより契約不調となりまして、契約スケジュールに変更が生じました。このため、開校予定年度の変更が必要となったところでございます。

「4 今後の取組」でございますが、「(1) 工事契約の再発注」といたしまして、今年度中に設計の修正及び追加設計を実施し、工事内容、積算等の見直しを行った上で、4月に再発注し、入札後、9月の第三回都議会定例会に付議する予定でございます。

見直しの概要でございますが、新たに建設する知的校舎棟に聴覚障害教育部門の中学部・高等部を平成34年度に限り仮移転させ、既存の聴覚校舎棟の改修工事を平成34年度に集中的に実施することとし、居ながら工事の度合いを軽減いたします。また、知的校舎棟の増築工事と平成34年度に行う改修工事を別発注といたしまして、工事契約期間を改善することといたします。これらの見直しにより、工事の施工条件を改善し、契約不調のリスクの軽減を図ってまいります。なお、見直しに当たりましては、既存の聴覚校舎棟の使用を制限することによる、聴覚障害教育部門の教育活動への影響が最小限となるよう、聴覚校舎棟改修工事の工程及び工事エリアの工夫など、適切に対処してまいります。

次に、「(2) 過密状況の緩和に向けた対応」でございます。立川学園特別支援学校（仮称）の知的障害教育部門の通学区域は主として武蔵台学園の通学区域を変更して設定することとしておりますが、武蔵台学園では校舎を増築し、平成28年度から供

用を開始しており、既に過密解消を図っている状況にあります。一方で、武蔵台学園近隣の特別支援学校は過密状況にあり、その通学区域の一部について、立川学園特別支援学校（仮称）の開校に伴い、武蔵台学園の通学区域に変更し、過密状況の緩和を図ることを予定いたしております。こうした中、平成34年度に知的校舎棟に聴覚障害教育部門の一部を仮移転させた際に生じた残りの普通教室等を活用することにより、知的障害教育部門の小学部第1学年のみ設置することといたします。これらの取組により、過密状況の緩和に向けた取組を進めてまいります。

最後に、「5 開校に向けたスケジュール」でございます。当初は、昨年11月に工事着工、平成33年4月に開校の予定でありましたところ、契約スケジュールの変更に伴いまして、本年11月に工事着工、平成34年4月に開校となります。なお、平成34年度中に、聴覚校舎棟の改修工事が終了いたします。このため、平成35年度からは、知的校舎棟に仮移転していた聴覚障害教育部門の中学部・高等部の生徒が聴覚校舎棟に戻り、知的障害教育部門につきましては、小学部第1学年から中学部第3学年まで、全学年がそろふこととなります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【遠藤委員】 この立川学園特別支援学校の工事の問題について、今の御説明のとおりだと思っておりますけれども、伺っていて、入札不調の原因とか、あるいはその後の延期の問題、対応、それは対処療法としてそれぞれ仕方がないと思いますが、その入札不調のバックグラウンドについて分析をすとか、あるいは考えをとか、あるいはほかの東京都教育委員会が施工を予定している学校等の建築あるいは入札に同じようなことが起こっていないかどうかというのが、こうしたことが多くの近隣県あるいは被災地、災害地での復旧事業で起こっているのですよね。それはもう御案内のように、オリンピック関連の工事等で、トラックが足りない、あるいは工事関係者の人数が足りない、あるいは、資材高騰により値段が全然変わってくるというようなことがあちらこちらで起こっている、そうした現象の中の一つだと思うのです。

ですから、この立川学園の問題は、これはこれでもう仕方がないですから、こうい

う形で対応していくしかないと思うのですけれども、まずこういうことが起こったならば、都教育委員会が関係する工事で同じようなことが起こっていないだろうか、あるいは、これから予定している工事でこうしたことを前提として、同じことが起こらないように、防ぐ手立ては何か考えるのだろうか、そういうことにも思いを致していただければありがたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 年度当初に今年度中の工事案件予定ということで御報告申し上げまして、その中から今回不調案件が出ております。来年度の実施につきましても、引き続き、案を提示する段階で不調リスクの軽減がしっかり図られているか確認しながら進めさせていただきたいと思います。

【秋山委員】 今回の施工見直しは、子供たちが居ながらの工事よりも、今回の見直しの方が、子供たちの安全がより保たれるようになったと考えていいでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 子供の動線と工事動線をしっかり分けるように校舎の配置を工夫しておりますので、大丈夫になっております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

【教育長】 次に、報告事項(3)平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは報告事項(3)平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、御報告させていただきます。

まず、「調査の概要」についてでございます。調査時期は昨年(平成29年度)の6月となります。調査対象は都内全公立学校約2,200校、約94万人の全児童・生徒でございます。調査内容でございますが、児童・生徒に対しては体力・運動能力、それから生活・運動習慣等の実態、それから、学校に関しては質問紙による調査等を実施しております。

続きまして、「2 結果の概要」について御説明いたします。左から小学校5年生、

中学校2年生、高等学校2年生の結果の概要を掲載しております。それぞれの校種において、三つの視点で考察をしております。

一点目は、平成28年に作成いたしました、「アクティブプラン t o 2020」に設定した具体的目標である、小学校は体力テストの平成25年度の全国上位県の平均値、中学校・高等学校は平成26年度の全国平均値を100とした目標値と本年度の結果との比較となっております。男子が青の実線、女子が赤の実線となっております。

二点目は、「握力」から「ボール投げ」の九種目を種目別に平成29年度と今年度の比較を表しております。

三点目は、体力合計点の折れ線と棒グラフになりますが、東京都統一体力テストを開始した平成23年度との比較になります。黒色の折れ線グラフが平成23年度、棒グラフが平成30年度となります。また、得点の高い層からAからEまでの総合評価を右側から色分けして掲載しております。

それでは、小学校を御覧ください。5年生の結果でございます。具体的な目標値と比較しますと、「20mシャトルラン」と「ソフトボール投げ」が八角形の内側に入り込んでおります。「20mシャトルラン」と「ソフトボール投げ」について、更に検討課題と捉えて施策を進める予定でございます。

続きまして、種目別の前年度との比較でございますが、右上を向いている青の矢印が向上、黒の矢印が横ばい、赤が低下を示しております。男子は「長座体前屈」、「反復横とび」、「立ち幅とび」が向上し、女子は「反復横とび」、「立ち幅とび」が向上しております。体力合計平均値でございますが、平成30年度の棒グラフの山は、東京都統一体力テストを開始した平成23年度の黒色の折れ線グラフの山より右側に移動しているのが分かります。男女ともに平成23年度から向上傾向を示しており、特に女子の値が上昇しております。

続いて、中学校を御覧ください。2年生の結果でございます。具体的な目標値と比較しますと、「握力」、「ハンドボール投げ」、「20mシャトルラン」が八角形の内側に入り込んでいることが分かります。前年度との比較でございますが、男子は「20mシャトルラン」、「立ち幅とび」、「ハンドボール投げ」、女子は「50m走」以外は、全ての種目で向上した結果となっております。

体力合計点平均値でございますが、平成30年度の棒グラフの山は、男女ともに平成23年度の黒色の折れ線グラフの山より右側に移動していることが分かります。特に女子の山が右側に大きく動いていることが顕著でございます。

続いて、高等学校を御覧ください。2年生の結果についてでございます。具体的な目標値と比較いたしますと、「握力」、「ハンドボール投げ」、「20mシャトルラン」が八角形の内側に入り込んでおります。前年度との比較でございますが、男子は「長座体前屈」、「反復横とび」、「20mシャトルラン」、「立ち幅とび」の値が向上しております。女子は持久走が低下しましたが、その他の種目は横ばい、若しくは向上しております。

体力合計点平均値でございますが、小学校、中学校と同じように、平成30年度の棒グラフの山が男女ともに右側に移動していることが分かります。中学校と同じように、特に女子の山が大きく移動していることがお分かりになるかと思えます。

次に二ページ目でございます。「(4)東京都統一体力テスト体力合計点平均値の前年度との比較について」でございます。小学校1年生から高等学校3年生の状況を取り上げております。先ほど、1ページ目の資料では小・中・高等学校で体力合計点平均値については、平成23年度との比較において向上していることを説明いたしました。しかし、平成29年度と比較いたしますと、小学校5年生男女、高等学校の男子が低下しております。また、中学校2年生男子は横ばい、その他の学年は向上を示しております。最も大きく向上したのは、小学校4年生と6年生、中学校では3年生、高等学校では3年生女子という結果でございました。

資料にはございませんが、小・中・高等学校において、ここ近年ABC層、成績の高い層からABCとなりますが、ABC層が増加傾向にございます。DE層が減少傾向にあるというのが、特徴となっております。また、体力合計点平均値が下がった小学校5年生男女と高等学校男子のDE層は増加しているというデータがございます。

次に、(5)運動習慣の状況についてでございます。1日の運動・スポーツ実施時間と総合評価の相関関係において、1日に体を動かす時間が多ければ、総合評価も高い傾向があることが分かります。また、特に、中学校2年生男子においては、A層、B層において、2時間以上が7割を超えているなど、運動時間と総合評価の関連が顕

著な結果となっております。

次に右側を御覧ください。都道府県別の順位でございます。「アクティブプラン t o 2020」では、体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させることを目標としております。左の折れ線グラフの体力合計点平均値の推移でございますが、全国の平均値の向上幅が大きいこともあり、平成29年度と比較しますと、小学校5年生では男子が0.1、女子が0.2ポイント減少し、中学校2年生では、男女ともに0.3ポイント減少していることが分かります。右側の都道府県別順位の推移についてでございますが、小学校5年生男子が21位、女子が24位、中学校2年生が男子42位、女子38位という結果となっております。例年順位の低い中学生についてでございますが、東京都の体力合計点平均値の中学校2年生の男子は、昨年度に比べ横ばいで、女子は向上しております。全国平均値が更に向上しているため、体力合計点平均値の東京都と全国の差及び順位が低下する結果となっております。

このような結果がありますので、ここ数年、東京都教育委員会としては、(7)にございますように推進校として、アクティブライフ研究実践校、スーパーアクティブスクール等の施策を実施しています。都内20校の小学校をアクティブライフ研究実践校、62校の中学校をスーパーアクティブスクールと指定しております。資料には、アクティブライフ研究実践校、スーパーアクティブスクールの取組を掲載しております。

小学校のアクティブライフでございますが、小学校では週1回の中休みを利用して綱引きなど多くの運動を楽しめるような取組、写真の左側になります。栄養、運動、休養のいわゆる健康の三原則に係る食育指導の充実を図るため、季節感がありバランスの取れた食文化を学ぶ取組として、食育の授業などを実践しております。

中学校では、運動習慣を確立するために、体育の授業以外の取組の実践をしております。いわゆる昼休みや放課後を活用して、エアロバイクを活用し、運動不足の解消を目的とした取組や、運動に親しめるようペットボトルなどを活用して、握力を高める実践をしております。これらの学校は、データを取ってみますと、運動時間、平均得点等がそうでない学校と比べまして、明らかに向上しております。

これらの実践の結果を踏まえまして、平成31年度から、都内の全公立小学校をアク

ティブライフ研究実践校、都内全公立中学校をスーパーアクティブスクールと位置付けてまして、これまでの指定校の取組を参考に、健康と運動との関連を図ったり、投げる力を向上させたりする取組、また運動が苦手な児童・生徒を対象とした取組など、健康増進と体力向上に向けた取組の推進を今後も図ってまいりたいと考えております。

また、各地区の体育担当の指導主事を対象とした連絡会や、中学校・高等学校の保健体育科主任を対象とした連絡協議会を通して、東京都体力テストの効果的な実施、結果活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【山口委員】 全国平均でいうと、もう少し頑張らなくてはいけないと思うのですが、女子がどの年代においても上がっているのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

【指導推進担当部長】 いろいろな原因があるかとは思いますが、実は、これは男子も女子もなのですが、体力テストの意義ですとか、体の動かし方ですとか、そういったことを近年すごくかみ砕いて説明しております。ですから、本来持っている力を、動きの中で素直に出せるようになってきたのではないかと、特に、そこが女子の方で顕著に出ているのではないかというふうには考えております。あとはやはり日常の取組です。休み時間などに、運動する時間をとにかく増やすように取り組んでおりますので、そういったところが、男女とも、特に女子の方が真面目に取り組んでいるのではないかというようなこともあるではないかと思えます。

【北村委員】 全国的に見ると、どうしても人数の多い東京都ですので、なかなか平均といったときには、全国順位が下になってしまうのも仕方がないのかと思ったりします。それから勝手な想像なのですが、やはり、都会で生活している子供たちが多いのかなと思ったりします。そういうことを考えたときに、こういった体力測定も大事ですので、これは続けていくわけですが、何か日常生活の中で、転んだときにうまく手が付けられないとか、授業を受けているときの子供たちの姿勢が悪いとか、もう少し日常生活に則した生徒の体力運動能力というか、日常生活で元気にきち

んと生活をしていける、健康であるというようなことに対しても、こういった体力測定のように決まった動きとか決まった場面の運動能力だけではなくて、日常生活の中でも健康で過ごせるような指導も、より注力していただきたいなというふうに、子供たちを見ていると感じますので、コメントさせていただきます。

【指導推進担当部長】 体力テストだけというのは確かにそのとおりでございまして、やはり、子供たちの健康の大原則である基本的な生活習慣をまず確立させること、それから健康の三原則である栄養や休養、運動の大事さを分かってもらうということ、それからアクティブな生活、この三つが一緒になって初めて健康な生活が送れると思います。ですから、日常の運動時間を確保することなど、各学校で取り組ませるように、今後も指導を強化してまいりたいと思っております。

【秋山委員】 「ボール投げ」のところを見ていくと、「ボール投げ」は小学校5年生で低下し、中学校で向上していて、高校でまた男子は少し下がっていくという傾向があります。これは、小学校5年生のときに低かったけれども、頑張っって中学校2年生のときはグッと上がってというような、小学校5年生から中学校に上がるまでで部活などが増えて向上したのか。また小学校5年生のときに「ボール投げ」が低下していますけれども、これはやはり1年生のときから、ずっと低下したままだったのかとか、年齢を定時的に見ていくと、どこで運動が少なくなっているかというのが分かってくるのではないかと思うのですが、その分析はどうでしょうか。

【指導推進担当部長】 実は、小学校の「ボール投げ」と中学校・高等学校の「ボール投げ」は種目が違っています。小学校は、いわゆる「ソフトボール」で、中学校・高等学校は「ハンドボール投げ」で、種目が違うということはまずございます。それで、実は「ボール投げ」については、どこの学年もデータの的には少し低いということが出ております。やはり、ボールを投げるというのが、非常に複雑な力の加減ですとか、投げるタイミングですとか、そういったところが、非常に複雑といいますか、バランスが取れた体の動かし方になりますので、まだ低い状況にあります。それが現状でございます。

【秋山委員】 子供たちはやはり定時的に観察していくというのが大事ですので、続けて見ていただきたいと思います。

【遠藤委員】 統計の見方を教えていただきたいのですが、東京都児童・生徒体力ということで種目別にいろいろ前の年との比較等が出ています。私はこれを見ているとき、これはあまり意味がないなど。要すれば、東京都の中だけで見て比較して、コップの中の嵐みたいなものであって、これを見ると文部科学省の指導に基づくととなっているので、他道府県でもこういうことをやっているのかなとすると、例えば、そういうことをやっているデータがあるならば、そのトップクラスの他道府県と東京都の子供たちの種目別の状況というのはどうなのかということに少々関心がありました。こう見ていったら、最後の説明のところ、全国平均ということになっているのですよね。そうすると、最初私どもが御説明を受けた、この種目別のテストと、それから全国平均がいきなり出てくる最後のものというのは、中身が違うのかというふうにちよつと思つたのです。これは要すれば、種目別は種目別でこういうことですよと、東京都が独自にやっている。それで、いきなり全国平均との比較というのが出てくると。これはまた対象が全然違うのですよということなのか。その辺、統計の見方について少し教えてください。

【指導推進担当部長】 各道府県の種目の状況というのは、データとしては頂いております。

【遠藤委員】 全道府県やっているのですか。

【指導推進担当部長】 はい、そうです。道府県ごとに特徴を分析するということは一概にはできないような状況があるのですが、やはり東京都は東京都として、前年度の目的を定めながら、次の施策を打っておりますので、そういった意味で前年度との比較というのは、まずは大事かなというふうに考えております。全国の平均値の推移でございますが、これについては、やはり、全部で8種目ございますので、その平均値というのが、競うわけではないのですが、だいたいどの辺の位置にいるかというのは、全体傾向を示す上で必要なということで、毎年ここで示しているということです。

【遠藤委員】 分かりました。先ほど北村委員が指摘されたように、都会の子供だから仕方がないのかなというような部分もあるかと思うのですけれども、だとすると、全国の種目別の方に関心がありまして。例えば、この運動能力の種目別で高い道

府県と東京都の子供たち、どの種目が一番弱いのかなと、前年度との比較ではなくて、ほかの例えばトップクラスの道府県と比べたら、重点的にどういうところが弱い、だからそこに注力しようかなとか、そういう施策が出てくるのかなという感じもしたものですから。今、ここで、他道府県のデータを出してくださいとか申し上げませんけれども、そういうことも機会があったら、教えていただければと思います。

【指導推進担当部長】 例えば、一例ですけれども、沖縄県は投げる力は強いのですが、全体の平均値は低いですとか、本当に各道府県の状況がいろいろですので、今後もう少し精緻に分析させていただこうと思います。

【教育長】 「ボール投げ」が、東京都は全国比較で低いのですよね。

【指導推進担当部長】 そうです。

【体育健康教育担当課長】 「ボール投げ」と「握力」が低いという傾向があります。こちら、体力を高める運動のガイドラインというのを作りまして、ボールの投げ方とか、テストのやり方とか、これを全校に配って、体力を高める指導を続けています。

【教育長】 やはり、ボール投げが低いというのは、これも推測ですけれども、正に東京の生活環境、広場がない、公園でもボール投げは禁止という中で、地方の子供とは日頃の状況が違うのかなと、そういうことが影響しているかというふうには考えられると思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

(4) 平成31年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成31年度教育庁所管事業予算・職員定数等について、教育政策担当部長、説明をお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは「報告資料(4)平成31年度教育庁所管事業予算・職員定数等について」に基づきまして、御説明をさせていただきます。去る1月25日に、東京都予算案の発表がございましたので、教育庁の所管事業予算について御

説明をさせていただきます。平成31年度の予算は、教育の質の向上に向けまして、喫緊の重要課題になります「学校における働き方改革」や、「猛暑対策としての環境整備」など、将来を見据えながら必要な額を計上しているところでございます。

はじめに、1の歳入歳出予算のところでございます。平成31年度の歳出予算額は8,433億6,600万円で、対前年度比249億9,500万円の増でございます。その内訳でございますが、教育費の大半を占めます、給与関係費につきましては、6,966億9,800万円で、対前年度比88億900万円の増となっております。事業費は、1,466億6,800万円で、猛暑対策として、都立学校や小・中学校に設置いたします空調設備の整備推進などによりまして、対前年度比161億8,600万円の増となっております。

次に、2の定数増減でございますが、こちらは先ほど御説明がありましたとおり、学校定数の平成31年度の合計は64,821人で、対前年度比255人増でございます。

2ページを御覧ください。こちらから、教育庁所管の主要事業につきまして、本日は特に新規に実施いたします事業を中心にポイントを絞って御説明させていただきたいと思っております。

はじめに、1の「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」ですが、(1)の基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上でございます。平成31年度からの新たな取組といたしまして、③の都立高校の進路多様校におきまして、土曜日等に外部講師等による受験指導を試行いたします。それと、先ほど、御質問にございましたけれども、⑦のところで、島しょ地区の高校や通信制の高校などにつきまして、ICT環境を使った整備を促進していくという形で考えてございます。

また、⑧でございますけれども、都立高校生の学びの基盤の向上のため、新たな教育プログラムの開発に向けた、実践的な検証を研究協力校を指定して取り組んでまいります。

3ページを御覧ください。(2)の理数教育の推進でございます。高校改革の一貫といたしまして、⑥でございますように、理数科の設置を検討してまいります。さらに、⑦の首都大学東京等の研究室と連携いたしまして、指導の充実を図ってまいります。

4ページを御覧ください。2の「世界で活躍できる人材の育成」でございます。

(1)の「使える英語」を習得させる実践的教育の推進でございます。②でございますけれども、都立高校入学者選抜の英語検査における4技能の評価の導入に向けて、本格実施を見据えたプレテストを実施してまいります。

5ページを御覧ください。(3)の日本人としての自覚と誇りの^{かん}涵養でございます。③でございますが、新たに、国際的に活躍する芸術家等を都立学校に招き、文化部活動における生徒の意欲と技術を高める取組を実施してまいります。

次に、3の「社会的自立を促す教育の推進」でございます。(2)社会的・職業的自立を図る教育の推進ですが、6ページ⑤でございますけれども、商業教育コンソーシアム東京による、商業高校と企業との連携の推進や、産業高校での伝統工芸に関する新類型の設置検討、農業高校でのGAP認証取得などの取組を推進してまいります。

また、⑥でございますが、都立高校生の起業・創業に関する意欲を高めるため、学習プログラムの開発などに取り組んでまいります。

続きまして、(3)不登校・中途退学対策でございます。③でございますが、NPO等と連携し、課題を抱える生徒や交流の場の限られた通信制高校の生徒の居場所づくりを展開してまいります。

7ページを御覧ください。4の「子供たちの健全な心を育む取組」でございます。(1)のいじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化、SNS等の適正な使い方の啓発強化ですが、⑤でございますけれども、平成30年度に試行いたしましたSNSの活用による子供たちへの相談体制を1年間を通じて実施していくこととしております。

次に5の「体を鍛え健康に生活する力を培う」でございます。③でございますが、部活動指導の充実と学校の働き方改革を推進するため、部活動指導員を拡充してまいります。

8ページを御覧ください。6の「オリンピック・パラリンピック教育の推進」でございます。②に東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育の集大成といたしまして、子供たちが直接競技を観戦するなどの取組を東京2020大会に向けて実施してまいります。また、⑤になりますけれども、区市町村が企画・運営いたしますボッチャを通じた交流を推進してまいります。

9ページを御覧ください。⑨でございますけれども、オリンピック・パラリンピッ

ク教育のテーマでございます文化の取組を一層充実させるために、都の文化プログラムの活用などによりまして、児童・生徒が芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進してまいります。

次に、7の「教員の資質・能力を高める」でございます。（1）優秀な教員志望者の養成と確保ですが、②でございます、学校で働く熱意のある非教員系職員が小学校教員を目指すに当たりまして、免許取得を支援する制度を創設いたします。

次に、（2）現職教員の資質・能力の向上、優秀な管理職等の確保と育成でございます。10ページになりますが、④に教員に向けたストレスチェック表の作成など、新たなメンタルヘルス対策にも取り組んでまいります。

次に、8の「質の高い教育環境を整える」でございます。（1）都立高校改革の推進でございますが、①では、今年度策定いたします新実施計画（第二次）に基づきまして着実に推進していくこととしております。また、②でございますが、ウェブサイトの改善やPR動画の配信など、戦略的な広報を展開してまいります。

続きまして、（2）特別支援教育の推進でございます。①でございます、特別支援教室を導入する区市町村への補助や、11ページになりますけれども、③の医療的ケアが必要な児童・生徒専用の通学車両の運行など、引き続き実施してまいります。また、新たな取組といたしまして、④になります、スクールバス運行業務を支援する専任職員の配置を試行いたします。⑤でございますけれども、分身ロボットを活用した遠隔教育についても試行的に実施していきたいと思っております。

続きまして、（3）学校の運営力の向上でございます。こちらは①をはじめといたしまして、教員の働き方改革につきましては、引き続き施策に取り組んでいくこととしております。また、④でございますけれども、都立学校におきましては、負担の多い校務を担う教員の授業時数を軽減いたしまして、効果的・効率的な学校運営体制の整備を図りますとともに、小・中学校では、校務負担の大きな教員の授業時数を軽減するモデル事業を実施いたします。さらに⑤では、別紙でまた詳しく説明させていただきますが、教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、多角的に学校を支援する新財団を設立してまいります。

12ページを御覧ください。（4）の「学校の教育環境整備」でございます。①でご

ございますけれども、猛暑対策及び避難施設としての良好な環境を確保するために、リースによる整備の支援を含めまして、公立学校における空調設備の整備を進めてまいります。また、②でございますけれども、非構造部材の耐震化を図りますとともに、平成31年度から新たに、安全性に課題があります塀の撤去ですとか、再設置を進めてまいります。さらに、③になりますけれども、都立学校の内装や備品それから区市町村施設の改修などに伴う積極的な国産木材の活用につきましても、推進してまいります。

13ページを御覧ください。9の「地域・社会の教育力向上を図る」でございます。

(1) 地域等の外部人材を活用した教育の推進、学校と地域社会が連携した教育活動の充実でございます。①になりますけれども、学校を地域交流の拠点とする施策に一体的に取り組みます「T o k y o スクール・コミュニティ・プロジェクト」を実施してまいります。この主な取組といたしましては、放課後子供教室と学童クラブの一体型を推進する自治体の支援や、地域人材と学校とのマッチングなどを行う地域コーディネーターの支援、それから、統括コーディネーターの配置といったこと、また、学校内に元気高齢者をはじめとした地域住民の交流の場をモデル的に設置するなど、こういったことを実施していきたいと思っております。

続きまして、別添資料になりますが、教育庁におけます新財団の設立について御説明させていただきます。現状・背景でございますけれども、学校教育に求められることが拡大する中で、過労死ラインの教員が多数存在してしまっていて、教員採用の倍率も下がるなど、教育の質の低下も懸念される状況になってきております。勤務時間の上限に関するガイドラインが新たに制定されるなど、国の方でも新しい動きが生じているところでございます。こうした中で、多様な取組を複合的に行っていくことが重要であることから、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援機関として新財団を設立いたしまして、学校の教育の質の向上を図るというものでございます。

新財団の機能についてですが、一つ目は、多様な人材を安定的に確保する機能で、学校が必要とする人材を提供できる人材バンクを設置いたしまして、教員OBや地域の元気な高齢者の方に参加してもらうことで、高齢者活躍の場を創出してまいりたいと考えております。

二つ目ですが、教員をサポートする機能で、国際交流等に係る高度な交渉を代行したり、専門外の懸案事項を相談できる窓口を設置いたしまして、授業等に専念できる環境づくりを進めるなど、教育の質の向上を目指してまいります。

三つ目ですが、学校の事務センター機能で、共通処理が可能な学校事務や施設の維持・修繕等を実施するものでございます。

イメージ図を付けさせていただいておりますが、新財団は教育委員会や学校をきめ細かく、側面や下から下支えするような形で、これらの機能を果たしていきたいと考えております。

スケジュールでございますが、来年度は登記ですとか業務実施準備を行いつつ、再来年度の2020年度、まずは人材確保機能について本格実施をしていきます。その他の機能につきましては一部の実施になりまして、2021年度から三機能の本格的な実施を目指していきたいと考えております。

来年度準備に係る事業規模といたしましては、出捐金約2億円を含めまして、約5億円、組織規模としては、13名の体制でスタートさせたいと考えております。

また、最終ページの別紙を御覧ください。今回、財団の設立に併せまして、新財団の設立及び業務内容に応じて、東京都教育委員会の体制・業務を見直す必要がありますことから、学校経営支援センターの廃止の可能性も含め、効率的な執行体制を今後検討していくこととしております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 二点あるのですけれども、一点目は、この新財団についてももう既に人材バンクということで報道されたりしてしまっていて、学校や区市町村教育委員会でも期待が高まっているのを関係者の方々から耳にする機会があります。人材バンクといっても、学校が必要としている人材は非常に複雑で多様な要素がありますので、その中でどういった人材がどういった場面で学校において求められているのかということ、より丁寧に分析して適切な人材を供給していくという意味では、広域自治体としての、スケールメリットのようなものを生かして、区市町村だけではできないことと

というのがかなりあるのかなというふうに感じています。教員の再任用一つをとっても、やはり区市町村だけでは、そもそも教員もいろいろ動いたりしますし、居住している地域と勤務している地域が異なったりする中で、やはり東京都として、全体的に見てこういった人材がいるという情報等を適切に提供していかなければいけないと思います。その意味で、区市町村からもかなり期待の高いものではないかなと思います。最近、少し関係者の方々とお話をされていて言われましたので、是非この人材バンクを充実したものにしていただきたいというお願いが一点目です。

二点目は、少々細かいことになるのかもしれませんが、先ほどの予算の話を見ていましたときに、予算の話であるので、中身を一つずつという話ではないかとは思いますが、7ページの4の「子供たちの健全な心を育む取組」というところで、スクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーということについての予算というのがありました。最近もまた虐待で幼い子が亡くなったりしていますけれども、やはり、学校と児童相談所との連携がうまく取れていなかったのかなということも感じたりします。教育庁としては学校中心とした施策ということになりますけれども、こういったスクールソーシャルワーカーの方々やスクールカウンセラーの方々が、児童相談所等とも、うまく連携を取ることもサポートできるような、そういった形での取組にしていっていただきたいなということを感じながら、お伺いしました。

【教育政策担当部長】 まず一点目の人材バンクについて、様々な期待があるということは私どもも十分伺っております。やはり必要な人材がしっかりと様々な観点からその役割を果たせるような形にするために、なかなか全てを一斉にというのはできないかもしれませんが、そういった現状も見ながら進めていくことになると思います。

二点目の学校と児童相談所等とのネットワーク、連携ですけれども、やはり昨今こういういろいろな事件が起きている中で、福祉部門とも、教育の中全体として連携を非常に進めております。また、こちらの予算の中にも、スクールカウンセラー等の中にも、やはり豊富な経験を持つ方などを、シニアという位置付けにして、その拠点全体をアドバイスしていけるような体制も作りながら、ネットワークというものも非常に重要だと思いますので、そういう部分も推進していきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(5) 「東京都教育ビジョン（第4次）（案）」の骨子について

【教育長】 次に、報告事項（5）「東京都教育ビジョン（第4次）（案）」の骨子について、教育政策担当部長、説明をお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料（5）「東京都教育ビジョン（第4次）（案）」の骨子について、御説明させていただきます。

1の「東京都教育ビジョンの位置付け」でございますが、教育基本法第17条に基づきまして、国が平成30年6月に決めました、第3期教育振興基本計画を参酌いたしまして、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針として定めたものでございます。計画期間は平成31年度から5年間となっております。また、平成29年1月に小池知事が策定いたしました「東京都教育施策大綱」と基本的な方針を共有いたしまして、より実行力のある施策展開を行うものでございます。

次に、2の「策定の社会的背景」でございます。情報技術の急速な発展や、超高齢社会の到来、国際化の進展などが日々加速しております。また、人口減少社会にあって、就業状況も変化するなど、東京そして日本の経済・産業も大きく変化しているところでございます。

そうした中で、3の「次代を担う子供の姿」ですが、そういった中で、激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供の姿を設定しております。そのためには、全ての子供たちの「知」「徳」「体」をバランス良く育みますとともに、学校と家庭、地域・社会が連携・協力して、子供たちを育てていく必要がございます。

4の「東京都教育ビジョン（第4次）の特徴」でございますけれども、これまでやってまいりました、支える教育と伸ばす教育とともに、今回、都立高校改革や働き方改革といった項目を新たに位置付けた、12の「基本的な方針」と、30の「今後5年間の施策展開の方向性」を設定いたしまして、今後の事務事業の推進につながる「主

な施策展開」を示す羅針盤とさせていただきます。

次のページを御覧ください。5の「東京都教育ビジョン（第4次）の体系」でございますけれども、子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培うことを柱といたしまして、七つの基本的な方針を、それから、学校・家庭・地域社会が相互に連携協力して子供を育てることを柱といたしまして、五つの基本的な方針を定めております。また、それぞれに、今後5か年の施策展開の方向性を位置付けております。その方向性のもとに、さらに主な施策展開を、本文のところでは記しておりますけれども、これまで教育委員会の場や総合教育会議の場で御議論いただきました具体的な施策を位置付けさせていただきます。

例えば、方向性の①「きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る」には、読解力をはじめとした学びの基盤の教育プログラムの開発、それから高等学校におきましては、学力の着実な定着を図るというものを入れております。また、②の「教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備する」では、予算の中でもございましたように、教員OB等を活用して、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するなど、学校を支える人員体制を確保していくこと、それから、③の「学校と家庭、地域・社会が一体となって、子供を見守り、育てる教育活動を推進する」では、12月の総合教育会議でも議論されていましたが、放課後子供教室と学童クラブの一体的な実施の推進や、地域高齢者の活用、それから地域コーディネーターの充実などを行っていくことを位置付けております。

最後に、「策定のスケジュール」でございます。これまで外部の有識者の方や小・中・高等学校それから特別支援学校の校長会の代表の方などで構成いたしました検討会で議論を重ねてまいりました。今回、教育ビジョンの骨子をまとめたところでございますけれども、今後、パブリックコメントを約30日間受け付けた後、最終案の検討に入ることにしております。そして、3月の末に、様々な御意見を踏まえまして、改めて教育委員会の場に議案として付議させていただきます。策定・公表していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問ございましたら、お願い

いたします。

【秋山委員】 この「オリンピック・パラリンピックの精神を学び育む教育」という中で、この「精神を学んでいく」というのは、先ほどの授業のところであった、子供たちが障害を理解していくというところにつながっていくと思うのです。今回ボッチャなどを通じた活動で、子供たちが障害のある子供たちを理解するとともに、障害のある子供たちも通常の子供たちを、やはり知って理解するという双方向があったと思います。その方向からすると、やはり、「理解する」ではなくて、「双方向で知り合う」というような、そういうような流れに、文言にしていっていただければいいかなと思います。その特別支援学校の子供たちに対しても、教育ビジョンがどのように取組が書かれているかという特徴的な流れはありますでしょうか。

【教育政策担当部長】 これまでのビジョンの中では、別に定めております東京都特別支援教育推進計画の第一次がございまして、そういった計画の内容を中心に入れてさせていただいたところがございます。当然今回のこの「施策展開の方向性」の⑩のところ「障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実する」ということでしっかりと位置付けております。それとともに、今回のビジョンのやはり特徴の一つにもなりますけれども、例えば、いわゆる学力に関わる部分、①の基礎的・基本的な知識・技能といったところも、障害のある子供たちもしっかり一人一人の能力に応じた学力等を育成していくことですか、それから、先ほどの⑩の上のところ、キャリア教育、今障害者の方の社会参画も非常に進んでいっている中で、そういったことにもしっかりと取り組んでいくということ、位置付けさせていただいたところがございます。

【秋山委員】 一歩進んだビジョンになっているのではないかと思います。

【遠藤委員】 これから5年間ということで大変だと思います。5年間を展望しますと、二つポイントがあって、オリンピック・パラリンピック教育はこれで良いと思うのですが、むしろその後、オリンピック・パラリンピックの後の空白ですね、ロスオリンピックのような精神的空白と設備等の多目的利用などいろいろとあると思うのですが、この教育ビジョン第4次の中には、向こう5年間ということであるならば、そのオリンピック・パラリンピックを目指してということだけではなくて、ポストオ

オリンピック・パラリンピックの教育環境の変化ということも少し視野に入れるべきなのではないかなど。

もう一つは、5年間を展望すると、向こう30年後に首都直下地震の確率が7割というのは、向こう30年以内なんですね。明日かもしれない。だとすると、本編の29ページの「防災教育の推進」は、これまでとあまり変わっていません。もう少し現実を見据えて、例えば、この間、私は名古屋市役所に頼まれて、市役所の職員に対する防災教育の在り方という講演をしてきた。名古屋市では、名古屋大学の中に減災館というものを作って、そして名古屋大学と名古屋市、愛知県が共同で、防災教育の充実をやっています。あるいは、関西、大阪、兵庫では、御案内のように「人と防災未来センター」、おそらく西日本地区の小・中学校はほとんど行っているのです。ですから、僕はあるときに、修学旅行の都立高校生が行くときに、多少補助でもして、「人と防災未来センター」で勉強してくるとか、そういった具体的なことを、お題目だけではなくて、やっていくべきだと思います。向こう5年を展望するならば、ポストオリンピック・パラリンピックの問題と、それから、首都直下地震の蓋然性への対応ということも、もう少し具体的に盛り込んだ方がいいのではないかという意見でございます。

【教育政策担当部長】 まず、ポストオリンピック・パラリンピックということですけれども、実は、この本編の32ページのところで、下から二つ目の丸になりますが、「学校2020レガシー」の構築を位置付けさせていただきました。これまで取り組んできております、オリンピック・パラリンピック教育の中では、スポーツに関するだけでなく、文化的なものであったり、障害者の関係であったり、国際的な関係であったり、そういったものを位置付けて教育を推進してきております。その中で、それぞれの学校でレガシーとして残すものをしっかりと位置付けて、学校教育で、オリンピック・パラリンピックが終わった後も学校単位で取り組んでいくことが必要だということで、こういう形の授業を今後推進していこうと思っております。

それから、防災教育についてですが、あくまでも今回の教育ビジョンはいろいろな方向性を打ち出していくというイメージで作っております。具体的な施策については、やはり予算の関係もありますので、各事業で打ち出していく。防災対策については、例えば、河川の氾濫などのいろいろなデータが出てきたりしたときに、東京都全体と

してもどう取り組むかというのが課題になっております。そうしたときに、やはり、子供たちの教育からスタートする部分も出てきますので、そういったものも大きく包含できるような形で方向性は定めていきたいと思っております。

【教育長】 マイタイムラインを東京都としてこれから普及させていこうという中で、公立小・中・高校や特別支援学校で、来年度はそれを実際にやってみようというような新たな取組も考えているところであります。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月14日（木）午前9時45分

教育委員会室

【教育長】 今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 昨年12月13日開催の教育委員会におきまして、御報告いたしました、平成30年度東京都教育委員会職員表彰を来月の2月8日金曜日、午後4時から都庁第一本庁舎5階大会議場において開催いたします。

また、次回教育委員会定例会は、2月の第2木曜日であります14日午前9時45分から教育委員会室にて、開催を予定しております。

続きまして、次々回の定例会でございますが、日程等の都合によりまして、2月の第4木曜日ではなく、第3木曜日の21日午前10時から開催を予定したいと存じます。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回2月第2木曜日の教育委員会については2月14日午前9時45分から、次々回2月第4木曜日の教育委員会については、日程等の都合により、2月の第3木曜日の2月21日の午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。では、次回は2月14日午前9時45分からとなりますので、お間違いのな

いようお願いいたします。そのほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時03分)